

## 議会基本条例案（7月13日）等に関するコメント

廣瀬克哉（法政大学）

### ○前文

「主権者である町民の信託を受けた町長と議員で構成される代表機関である議会」

主権者である町民の信託を受けているのが、町長だけのようにも読めてしまいます。町長と議員が、それぞれ主権者である町民の信託を受けていることと、議会は信託を受けた代表で構成される合議体であることを示すように、文章の修正が必要かと思います。

### ○議会の活動原則と議員活動の原則

第2項がまったく同じ表現になっていますが、機関としての議会についての規定と、それを構成する個々の議員の規定は異なってくるのではないのでしょうか。機関としての議会は、個々の議員が多様に町民の意見を踏まえていることを前提として、その状態を議会審議に活かすための活動原則が必要であり、他方個々の議員はそれぞれに町民意見を踏まえる努力を行うとともに、他の議員との間で自由に充実した討議に努める責務があるというような関係になると思います。

### ○第5条

第1項の「付託」→「負託」

### ○第6条

会派については、三重県議会基本条例のように、議員が会派を結成することができるという規定をまず設けた上で、その会派が政治的信条、政策等を共有する集団であることを規定することが必要かと思います。前段を抜かしてしまうと、会派を構成することが義務規定であるかのように受け取れることになります。

### ○第7条

円滑で効果的な運営は必要なことと思いますが、何のために円滑で効果的であるべきかにも触れないと、円滑だけが一人歩きする危険性もあるように思

います。これについても三重県議会基本条例が参考になるかと思います。

#### ○第8条

この項目だけがやや多様な内容を詰め込んでいて、アンバランスな印象を受けます。公聴会や参考人制度の積極的な活用については独立した条文としても良いのではないのでしょうか。その場合、町民と議会との関係の章に移すこともあり得るかと思います。

#### ○第10条

これは本会議や委員会などで行うことを想定しているのでしょうか。それとも「政策討議」という名称の会議を開催することを想定されているのでしょうか。後者であれば会津若松市議会のように「政策討論会」を開催するという規定にすることも想定されます。

#### ○第13条

議会情報の公開については、町民の共有財産である公文書等の公開により、知る権利を保障するという通常の情報公開と同じ意義をもつだけでなく、それに加えて、町政の意思決定に関わる論点、争点情報を町民と共有し、町民意思を効果的に反映した意思決定を実現できるようにするための意義も持っています。その趣旨を盛り込まれることが望ましいと思います。

#### ○第14条

町民との意見交換会ですが、課題を決めない方法と、課題を特定した方法のどちらでもできるように設計しておく方が、使いやすい制度になると思います。町民との意見交換の場を多様に設けるといった決め方もあります。

#### ○第16条

議会が町長提出議案を修正しようとする場合にも、パブリックコメントができることを明確にしておいた方が使いやすい制度になると思います。

#### ○第23条

これは「つとめる」規定にしておく必要があると思います（町長の予算調製

権との関係)。

○第24条

第1項、第2項は、危機管理のためにも必要な項目ですが、一般的にも必要な活動かと思います。危機管理についてのみここに規定されていることにはややバランスを欠く印象があります。危機管理、災害対策についてのみの規定であるならば、別途の要綱に委ねることで良いのではないのでしょうか。

○議会基本条例の継承のための規定

改選ごとに人が入れ替わるのが議会ですから、改選ごとの見直しも必要ですが、新人議員に議会基本条例についての研修を義務付けるなどの継承についての規定も設けておく価値があるのではないかと思います。

○議会改革推進体制あるいは、司令塔としての広報広聴委員会

基本条例の制定とそれにとりまわす規程等の整備で改革が「完了」するのではなく、検証と修正、前進が必要だと思います。そのためには、条例制定後は議会運営事項は議運に任せるという方法よりも、議会改革推進体制を明確化した方が動きやすいのではないかと思います。

もうひとつの方法は、会津若松市議会の広報広聴委員会のように、報告会などを所管するとともに、受け取った意見の中から議会が積極的に取り組む議題を選定し、議会主導の政策形成などを図っていく司令塔としての役割を担う機関を設置することです。

(以上)